

青森県報

第二千二百七十五号

平成十六年
一月十四日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
飼料の試験の結果の概要……………	(畜産課) …… 一
公有水面埋立ての免許……………	(漁港漁場整備課) …… 二
宅地建物取引業法による聴聞……………	(建築住宅課) …… 四
公 告	
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総務学事課) …… 四
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(文化・スポーツ振興課) …… 四
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………	(障害福祉課) …… 五
土地改良区の定款変更の認可……………	(農村整備課) …… 五
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(同) …… 五
出先機関	
道路の位置の指定……………	(五所川原県土整備事務所) …… 五
右 同……………	(十和田県土整備事務所) …… 六

告 示

示

青森県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
本宮診療所 施世院内科産婦 人科クリニックス	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四 十和田市西三番町一の二八	平成二五・二・二七 二五・一・三〇

青森県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
施世院内科産婦 人科クリニックス	十和田市西三番町一の二八	平成二五・二・一

青森県告示第二十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十五年十二月四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素性 %	水溶性窒素性 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の査 水分%		
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24-8	回 左	日配 成鶏飼育用配合飼料 LM17スーパ一	15.12	17.5	5.3	4.21	0.55	2.9	12.6						2,900	11.7		
		P P F 3 S	15.12	16.9	4.1	3.88	0.56	2.7	11.6						2,840	12.4		
		パブワル肉豚	15.12	14.8	3.2	0.61	0.54	3.1	4.0								14.1	
		日配 子豚育成用配合飼料 子豚用パブワ一80	15.12	16.3	5.0	0.53	0.49	3.2	3.8			80.0					13.5	
		日配 フロイラー肥育後期 用配合飼料 ブローリッチMD	15.12	19.0	7.4	0.81	0.62	2.2	4.5							3,260	12.0	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第二十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年一月六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
 - 1 免許を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目一の一
青森県
 - 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目一の一

青森県知事 三村申吾

一 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊五一及び五二に隣接する国有林から同字六の二に至る地先公有水面

2 区域

次の地点との地点を直線で結んだ線、の地点から二二四度二一分八・〇五メートルの地点を円心とする半径八・〇五メートルの円周で、の地点からの地点までを順次に結ぶ円弧線、の地点から二九九度五三分三・九五メートルの地点を円心とする半径三・九五メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ東側の円弧線、の地点と、の地点を直線で結んだ線、の地点から二一九度五五分四二・九九メートルの地点を円心とする半径四二・九九メートルの円周で、の地点との地点を結ぶ北東側の円弧線、の地点と、の地点を直線で結んだ線、の地点から二〇四度一七四分三・〇二メートルの地点を円心とする半径四三・〇二メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ北側の円弧線、の地点から

の地点までを順次に直線で結んだ線、の地点から三一九度三一分四・〇〇メートルの地点を円心とする半径四・〇〇メートルの円周で、の地点と、の地点を結ぶ南側の円弧線、の地点と、の地点を直線で結んだ線、の地点から三二二度四九分七・五〇メートルの地点を円心とする半径七・五〇メートルの円周で、の地点と②の地点を結ぶ西側の円弧線、②の地点と②の地点を直線で結んだ線、②の地点から一五八度二分一七・一〇メートルの地点を円心とする半径一七・一〇メートルの円周で②の地点と③の地点を結ぶ北側の円弧線、③の地点から⑤の地点までを順次に直線で結んだ線、⑤の地点から三〇三度四〇分六・三〇メートルの地点を円心とする半径六・三〇メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ南側の円弧線、⑥の地点と⑦の地点を直線で結んだ線、⑦の地点から三二六度四一分二八・〇〇メートルの地点を円心とする半径二八・〇〇メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点を結ぶ西側の円弧線、⑧の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線、⑩の地点から⑤の地点までを既設護岸海側線に沿って結んだ線及び、の地点と⑤の地点を既設護岸海側線に沿って結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字茂浦地先に設置された茂浦港西防波堤灯台（北緯

四〇度五六分二九秒、東経一四〇度五二分二秒）から三〇二度三四

分四八七・九一メートルの地点

- の地点 ①の地点から一三一度五二分一・四〇メートルの地点
- の地点 ②の地点から一六九度五六分一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 ③の地点から二四一度七分一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 ④の地点から三二二度一七分一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から八度五三分五・九〇メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から三五二度七分五・二一メートルの地点
- の地点 ⑦の地点から三二二度二分一六・四五メートルの地点
- の地点 ⑧の地点から二八八度三二分八・六四メートルの地点
- の地点 ⑨の地点から二四四度四三分三・三七メートルの地点
- の地点 ⑩の地点から三二四度一分三〇・五二メートルの地点
- の地点 ⑪の地点から三二四度四三分四・一一メートルの地点
- の地点 ⑫の地点から二二五度二六分一〇・九八メートルの地点
- の地点 ⑬の地点から三〇五度二五分三・〇〇メートルの地点

- の地点 ⑭の地点から三二二度五〇分六・九六メートルの地点
- の地点 ⑮の地点から二九一度三分二六・六七メートルの地点
- の地点 ⑯の地点から二六五度四八分五・〇七メートルの地点
- の地点 ⑰の地点から二二二度七分三・四四メートルの地点
- の地点 ⑱の地点から三五四度三〇分一三・五三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から三三八度二分一〇・〇六メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二四一度一七分四・〇二メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二一九度四七分四・二一メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二一七度一八分五・一四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二五七度四九分九・七一メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から三〇一度五九分〇・六三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から三三三度二分二九・〇三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二六度三五分〇・五四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二九五度四六分五〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二九五度五一分三・一〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二五度五一分三五・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二四度三四分四・八四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二五度三分七・八一メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二五度四分一九・五八メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二四度五二分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一六度一三分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一七度三四分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一八度三七分五・三三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から一九度三分二・九五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二〇度五四分一五・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二二一度三二分九・八二メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二二度四一分一〇・一六メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二四度一五分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二五度三四分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二六度五四分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二二八度一四分一〇・〇〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から二二九度一七分五・八二メートルの地点

④の地点 ④の地点から一三〇度五二分一〇・〇〇メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から一三二度三二分八・九三メートルの地点

3 面積
 五、六九九・五四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊五一及び五二に隣接する国有林から同字六の二に至る地先公有水面並びに同字五一及び五二に隣接する国有林内

2 区域

次のアの地点からイの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字茂浦地先に設置された茂浦港西防波堤灯台（北緯四〇度五六分二九秒、東経一四〇度五二分二二秒）から三〇二度五四分四四九・五六メートルの地点

- ①の地点 アの地点から一五度二六分七二・六三メートルの地点
- ②の地点 イの地点から三〇二度二分二四四・七〇メートルの地点
- ③の地点 ウの地点から二五度五一分七九・二三メートルの地点
- ④の地点 エの地点から一〇五度一分二・四〇メートルの地点
- ⑤の地点 オの地点から一一二度二〇分三五・四八メートルの地点
- ⑥の地点 カの地点から一一三度五二分三四・九九メートルの地点
- ⑦の地点 キの地点から一一九度二六分四一・八九メートルの地点
- ⑧の地点 クの地点から一二四度四七分四三・九二メートルの地点
- ⑨の地点 ケの地点から一三二度三六分四一・四〇メートルの地点
- ⑩の地点 コの地点から一三五度五分四〇・七七メートルの地点

3 面積

一一二、二六四・二四平方メートル

四 埋立地の用途

海岸環境施設用地

青森県告示第二十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項及び同条第

二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けようとする者 上北郡百石町字下川原七の三 有限会社橋本開発	聴聞期日 平成十六年一月二十 二日 午後一時	聴聞場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁西棟四階A会議 室
------------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------------

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十五年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十五年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポールスター・ユナイテッド・スポーツクラブ

三 代表者の氏名

野沢 正人

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字田園四丁目三の五

五 定款に記載された目的

この法人は、県民及び団体等に対して、スポーツの振興や普及啓発に關した事業を行い、スポーツを通じた青少年の健全育成と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
イオンタウン三戸 ショッピングセン ター 専門店A棟	三戸郡三戸町大字川守田字下比 良一八の一外	物品販売 業店舗	平成一六・一・五
イオンタウン三戸 ショッピングセン ター SM棟	三戸郡三戸町大字川守田字下比 良一八の一外	物品販売 業店舗	"
株式会社サンデー 三戸店	三戸郡三戸町大字川守田字下比 良八の一四外	物品販売 業店舗	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼

土地改良区の定款の変更を平成十六年一月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、七日市地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年一月十五日から同年二月十二日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

出 先 機 関

五所川原県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及び鶴田町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十四日

五所川原県土整備事務所長 須藤利雄

位 置 北津軽郡鶴田町大字鶴田字 小泉二六二の二	延 長 一〇〇・五七メー トル	幅 員 六・〇〇メートル	指 定 年月日 平成 一五・三・二五
--------------------------------	-----------------------	-----------------	-----------------------------

十和田県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年一月十四日

十和田県土整備事務所長 清藤 栄

位 置 十和田市東十一番町一〇の 四四、一〇〇五〇〇及び 〇五五〇一	延 長 一七・九一メー トル	幅 員 六・〇〇メートル	指 定 年月日 平成 一五・三・二六
---------------------------------------------	----------------------	-----------------	-----------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭